

第 22 期 第 8 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月14日(水) 15時00分～16時00分
- 2 開催場所 日高振興局 4階 講堂
- 3 出席委員 大澤 晃 弘 佐藤 勝 中村 敬
梶川 徹 安田 司 坂本 好 則
小松 伸美 浦川 聡 山 中 孝 俊
住野谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員 神田 勉 逢山 義幸 深根 英範
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸松 鉄也
漁業管理係長 枝田 直一
技師 山田 孝誠
主事 渡部 英毅
事務局長 相川 美夢
主事 大谷
- (日高海区漁業調整委員会)
- 6 議事事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
議案第2号 日高海区漁業調整委員会漁業権切替小委員会委員の選出について
- 7 報告事項
(1) 漁業権切替方針及び運用等について
(2) 北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
(3) 公文書の開示について
(4) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

相川局長

ただいまから第22期第8回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長

皆さんこんにちは。
今期、第8回目の当委員会開催のご案内を申し上げましたところ、皆様方には、秋漁のさなか、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
まず、始めに残念なお話になりますが、皆さんご存じと思いますが、当委員会の駿河秀雄委員が8月2日にご逝去されました。
駿河委員におかれましては、第20期平成24年から当委員会委員に就任し、特にさけ定置の漁業調整に当たっては、当委員会を代表しエリモ以東さけ定置漁業調整協議会の場で広域的な調整に大きな成果を上げられました。

これらのご功績に、当委員会として、敬意を表し、感謝申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、管内漁業を見ますと、9月1日から主要漁業である秋さけが始まり、また、いか釣りの外来船も入港し始めております。

近年、これらの漁業生産は振るわない状況で推移しておりますが、生産が回復することに大きな期待をもちたいところです。

また、最近の社会情勢は、ウクライナロシア情勢、安倍元総理の銃撃事件、管内においては赤潮被害の発生など、これまで誰もが予測できないような事象がおき、とまどいを感じる状況はみなさんも同じかと思えます。

このような混沌とした情勢下にはありますが、今日の会議議題にもありますが、来年と再来年に控えた漁業権の一斉切替に向けて、当委員会では5年後10年後を見据えた議論をしていくこととなります。

委員の皆様には、長丁場となりますがよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の議題は、議案事項2件と報告事項4件となっております。

慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

今日はよろしくお願いいたします。

相川局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

大澤会長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。本日の委員会には、委員15名中、11名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規定により私から指名いたします。住野谷委員と中村義弘委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」知事から諮問されております。

内容を日高振興局から説明願います。

松枝係長

日高振興局水産課漁業管理係長の松枝でございます。

私から諮問1「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」について、ご説明申し上げます。

資料、道からの諮問文をご覧ください。

漁業法第58条におきまして読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、知事は緊急を要する特別の事情がない場合、制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合、海区委員会の意見を聞くとされていることから、今回かにかご漁業に関して諮問が行われたものです。

当管内におきましては、日高東部沖合海域と日高西部沖合海域の2海域がございますので、順にご説明申し上げます。

まず、日高東部沖合海域についてですが、次の頁の資料1をご覧ください。

制限措置の内容を左側から説明いたします。(1)といたしまして、漁業種類はかにかご漁業(けがに)としております、(2)操業区域は日高東部沖合海域、(3)漁業時期は12月5日から翌年2月22日まで、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は26隻、(5)船舶の総トン数は10トン未満、(6)漁業を営む者の資格は日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間につきましては、令和4年9月20日から同年10月19日までであり、1ヵ月を下らない期間としております。

備考欄でございますが、許可の有効期間が令和4年12月1日から令和5年11月30日までであること、起業の認可の有効期間につきましては、令和5年5月31日までとされております。また、認可に基づく許可の有効期間が当初許可と同じ令和5年11月30日までであること、制限条件として、漁獲物の陸揚港指定、検量義務、許容量達成時の操業停止、かご数、脱皮直後個体の海中還元、かごの目合い制限、敷設漁具への船名及び許可番号の表示さらに、知事命令遵守事項が記載されております。

続きまして、日高西部海域についてですが、次の頁をご覧ください。

同様に左側から説明いたします。(1)漁業種類はかにかご漁業(けがに)でございます、(2)操業区域は日高西部沖合海域、(3)漁業時期は1月15日から3月29日まで、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は37隻、(5)船舶の総トン数は10トン未満、(6)漁業を営む者の資格は日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間は、令和4年10月18日から同年11月17日までであり、東部海域同様1ヵ月を下らない期間としてございます。

備考欄には、許可の有効期間が令和5年1月1日から同年12月31日までとすること、起業の認可の有効期間が令和5年6月30日までであり、認可に基づく許可の有効期間が当初許可と同じ令和5年12月31日までであること、東部海域と同様の許可に当たっての条件が記載されております。

以上で説明を終わります。

大澤会長

ただいま説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ご意見等がなければ、議案第1号は、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、そのように決定し、知事に答申いたします。
続きまして、議案第2号については、審議の都合により、先に「報告事項(1)漁業権切替方針及び運用等について」を説

明し、その後審議することといたします、ご了承願います。

報告事項（１）について、事務局及び振興局から説明願います。

相川局長

本件につきしては、まず、私の方からご説明いたしまして、その後振興局から「漁場計画策定要領」についてご説明しますのでよろしく願います。

「漁業権切替方針及び運用」につきましては、7月7日に三石温泉蔵増において、管内漁協及び委員の皆様を対象に本庁から「その素案」について説明会を開催しております。

道では、全道各地で説明を行い、それに対する意見を伺った上で8月10日付けで切替方針と運用が決定通知され、漁協に対しても既に通知されてございます。

本日は、委員の皆様への報告事項（１）の概要版で方針の概要とスケジュールを説明いたします。なお、方針及び運用本編につきましては、添付しておりますものを後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

報告事項（１）の資料の1頁目でございます。

道としては、本道をはじめ我が国の水産業を取り巻く環境は、海洋環境の変化などを背景に秋さけやさんまなどの不漁に加え、大規模な赤潮被害や新型コロナウイルスの影響による魚価安など、非常に厳しい状況におかれているものと認識しています。

こうした状況も踏まえ、1の漁業権切替の基本的な考え方は、漁業法の趣旨であり、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、水産業・漁村振興条例の理念である水産資源の適切な管理と秩序ある利用などの観点により、漁業権を見直しを行うものとしてございます。

次の段の表に令和4年3月末現在の漁業権の設定状況をまとめてございますが、全体で1,768件の設定となっております。

海面の共同・区画が令和5年の8月末に、定置につきましては令和5年12月末に、それぞれ存続期間が満了するため、これらについて切替を行っていくものです。

2の「海面における漁業権の切替について」ですが、本道は、我が国の水産物の供給基地として、水産物を安定的に供給するため、大きな役割を担っており、本道の漁業の将来にわたりこの役割を果たしていくためには、資源の持続的な利用を確保しつつ、海面の総合利用を図り、漁業生産力を発展することが重要との考えです。

このため、海面における漁業権の切替の考え方は、水産資源の適切な管理など、資源の持続的な利用に努め、海面の総合的な利用による漁業生産力の発展を図っていくとし、まず、（１）の共通事項といたしまして、一つ目の、現に適切かつ有効に活用されている漁業権については、おおむね等しいと認められる漁業権を漁場計画に設定することとしております。

補足ですが、適切かつ有効に活用されているか否かは、漁業権単位でみることとなりますが、共同漁業権では、その中に行実績がないような漁業がある場合には、漁業権の内容としないことを基本に検討していくとのことです。

その旨の記述は、添付の方針本文に記載されています。

二つ目は、北海道資源管理方針などの整合に留意しながら、

海面を最大限活用していくこと。

三つ目めは、海区漁業調整委員会等の意見交換など、緊密な連絡を保ち、漁場計画を策定していくこととしてございます。

補足になりますが、これまでの切替では、業務の円滑を進めるために、漁場計画策定要領に基づき、各委員会内に「漁業権切替小委員会」を設置いただき、漁場計画の草案等の策定と行政への提出について、協力いただいていたところです。

今般の法改正に伴い、今後は、草案等の作成は振興局が行うこととなりますが、今次切替でも、これまでどおり「小委員会」を設置していただき、各種現地調整や漁場計画作成に係る意見交換や助言について協力をお願いしていくことに変わりはございませんので、各委員会におかれては、前回切替同様によくお願いしたいということでございます。

(2)の海面共同漁業権については、前回設定から約8年が経過し、道全体の漁業生産が減少傾向にある中、漁業者が取組む自主的な資源管理や漁場に見合った操業体制の構築などにより、従来と同程度の漁業生産を維持されているところと認識しております。

法の趣旨に照らし、今後さらなる海面の総合利用と漁場生産力の発展を図るためには、漁場の管理を委ねられている漁業協同組合が、自主的な漁場管理や資源の増殖管理を推進していくことが重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、海面共同漁業権の切替に係る基本的な考え方は、今後10年間を見通した資源管理や資源利用を明らかにした「漁業権行使計画」などを関係漁業協同組合に作成していただき、漁協が主体となり、操業体制の維持や資源管理を図っていくこととし、留意事項といたしましては、一つ目、漁場の区域は、関係漁業協同組合による資源の維持管理が現実的に可能な限度にとどめ、現行区域を基本とすること。

二つ目、TAC魚種として新たに設定された魚種、または、既に指定されている魚種については、相当量漁獲する漁業権漁業では、許可漁業への移行について「検討」を行うこと。

三つ目、資源管理の徹底や適切な資源利用のため必要と認められる魚種は、混獲を禁止すること。

四つ目、現行の行使規則において制限しているナマコ等の特定水産動植物の採捕禁止期間については、引き続き同様に規定していくこと。

五つ目、資源の再生産を促すために、網目規制や産卵親魚の保護対策、増殖事業など、自主的な資源管理の強化を図ることとしているとのことです。

(3)の定置漁業につきましてでございますが、本道の定置漁業の主体となる秋さけの来遊資源は、近年の海洋環境等の変化により低迷しており、このため、再生産用親魚の十分な確保による資源の回復・安定に努めるとともに、経営の安定化に向けて資源量に見合った生産体制の確立を図ることを基本的な考えとしているところでございます。

この基本的な考えに基づきまして、海区漁場計画策定にあたっての留意事項の一つ目としまして、地場資源の回復・安定に向けては、親魚の十分な確保を図るため、河川遡上に必要な河口付近等の指定区域を設定し、また、漁場の再配置や垣網の短

縮などについても検討することとしているとのこととさせていただきます。

二つ目としまして、操業期間の設定にあつては、地場資源を利用する考えから、現行の陸網と沖網の操業期間の分離を基本とし、三つ目としまして、漁場の設定に当たっては、隣接する海区委員会と協議を行うとともに、単海区の漁獲圧力が現状より高くなるよう配意するものとする。なお、統廃合を理由とした沖出しや区域の拡大等は行わないことを基本とするとのこととさせていただきます。

四つ目としまして、秋さけの来遊資源の減少により、漁業経営が悪化している地区においては、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合等を検討することとし、五つ目としまして、サケ・マス放流河川の河口付近等においては、長期的に親魚が十分に確保できる場合に限り、地場に回帰する秋さけ資源の有効利用も考慮することとするとのこととさせていただきます。

最後に六つ目としまして、再生産用親魚確保の数量が目標に達する見通しにあり、操業期間外に相当量の地場資源が見込まれる場合は、漁業時期の範囲内で操業期間を変更することを考慮することといたします。

なお、漁業時期及び操業期間については、地場資源を基本とした利用が図られよう、別に定められるとのこととさせていただきます。

3頁目とさせていただきます。(4)の海面区画漁業についてでございますが、当管内には現在区画漁業権はございませんが、ポイントのみご説明いたします。

本道の区画漁業の中心となるほたてがい養殖業及び昆布養殖業は、既に高い生産水準に達し、それぞれの地域の重要な漁業となっておりますが、一方、近年の養殖業における生産量は減少傾向にあるため、道では、栽培漁業基本計画において、計画的かつ安定した生産の見込められる魚類養殖など、新たに養殖を積極的に推進していくこととしており、また、現に各地域においても新たな養殖への取り組みが試みられている状況でございます。

このため、今次の海面区画漁業権の切替にあつては、海面の有効利用による漁業生産力の発展を図るため、栽培漁業基本計画などに基づく養殖業の取組、その他地域の取組を活かした新たな漁場の設定を積極的に検討し、養殖業の拡大を推進していく考えとのことです。

留意点としては、一つ目、区画漁業にあつては、免許の対象は漁業協同組合、漁業権の種類は団体漁業権を基本とするとのことです。

二つ目としまして、事業化の見込みがあるものについては、積極的に漁場計画に設定していくこと、一番下の六つ目、漁場の区域は、多種漁業との調整を十分に考慮し、必要最小限の範囲で設定することとさせていただきます。

スケジュールについて説明いたします。

一番後ろの1枚ものA4縦の資料でございます。

中段の9月上旬からのところとさせていただきますけれども、本日海区委員の皆さまへ、また、明日から管内漁協に対しまして説明会が行われます。

その次の「海区・内水面漁場計画策定要領」については9月

2日に決定済みで、この後振興局から説明がございします。

全体的なスケジュールですが、下の方の欄になります。左側、共同漁業権は来年9月1日の免許、右側の定置漁業権は令和6年1月1日の免許に向けまして、今年の10月からの草案、素案の検討、協議を進め、共同漁業権は来月5月末までに、定置漁業権は9月の末までに漁場計画が公示されるというスケジュールとなり、各段階で海区委員会での検討を行っていくこととなりますので、皆様方におかれましては、よろしく願い申し上げます。

表の中の、右端に記載している「既存漁業権者の意向・要望調査」が実施されますが、これは、既存漁業者が引き続き免許を受けたいか否か、また、引き続き受けたい場合に、どのような内容にしていきたいのかなどを調査するものでございします。

また、定置漁業権については、表中、右側になりますが、10月に「操業期間の考え方の案」の説明会が行われ、12月から草案の協議開始の予定とのこととございします。

スケジュールについては、以上です。

続いて振興局より「漁場計画策定要領」の内容を説明いたします。

松枝係長

振興局から漁場計画策定要領について、ご説明申し上げます。

本日は、資料「海区・内水面漁場計画策定要領新旧対照表」により、前回平成29年版との変更箇所を中心として、概要をご説明申し上げます。

「漁場計画策定要領」につきましては、前回定置漁業権等切替に向けて、平成29年10月3日付で策定・通知されておりましたところ、今回免許切替におきましても、漁場計画の策定を円滑に取り進めるためとして、令和4年9月2日付け水産林務部長名により各振興局及び各海区委員会長あて通知されました。

9月5日に振興局及び海区委員会事務局を対象として、「漁業権切替事務に係る連絡会議」が開催され、説明されております。

初めに資料の最後の頁となります9頁をご覧ください。

参考として漁場計画策定フローが、新旧の形で示されております。

旧の平成29年版につきましては、前回の要領の時は策定されていなかったものですが、今回令和4年版では作成されたので、対比のため平成29年版についても今回作成し示されております。

先ほどの切替方針の説明の中でも、海区相川局長からご説明ありましたとおり、これまでの切替におきましては、小委員会が草案・素案等を作成し、委員会におきまして決定、振興局が本庁へ進達・協議しておりましたところ。

今回の策定フローにおきましては、振興局が作成した草案・素案につきまして小委員会との協議、助言を受けて海区委員会とも協議を行いまして、本庁へ提出する形に変更となっております。

その後、振興局最終案が、漁港管理者等との協議の上で、海

区委員会とさらに協議の上で作成・提出された後、本庁では利害関係者等の閲覧や意見をいただき、原案を作成します。

本庁で案を決定した後、委員会へ諮問され、公聴会等で漁業者意見を聞き、漁場計画として決定され、その後漁業管理課ホームページにおいて免許予定日の3ヶ月前までに公表されることとなっております。

作成主体につきましては小委員会から振興局となっておりますが、協議及び意見の反映など、小委員会の重要性が変更となったものではありませんので、委員の皆様におかれましては、これまで同様のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

1頁にお戻りください。主な変更点のみ説明いたします。

第2の1では、委員会との意見交換など、緊密な連帯のもと、本要領作成者である道が漁場計画を作成することが示されてございます。

旧要領(1)(2)の免許予定日や申請期間など公示される漁場計画の内容につきましては、公示文書によることとされたことから削除されております。

続きまして2頁をご覧ください。

2の境界付近漁場計画策定における関係委員会協議・調整、3のさけ定置漁場計画における漁場位置等の関係委員会協議、4の漁協管理者等協議に関しては大きな変更はございません。

第3といたしまして小委員会の設置に関しましては、さきほどご説明申し上げた策定フローにありましたように、これまで小委員会は草案等の作成を担う立場から協議を受ける立場への変更となりましたので、これに併せた変更となっております。

3頁でございます。

1策定手続き、(1)漁場計画は、海面は海区毎に、内水面は全道で策定する。

(2)につきましては、これまでの4段階に対して、利害関係者意見の反映があり得ることから、原案の次に案が加わり、5段階となっております。

(3)でございますが、海区委員会協議の上で、振興局が草案・素案・最終案を作成し、水産林務部長へ提出すること。

(4)でございますが、振興局最終案を検討の上、知事が原案作成し、利害関係者意見を聴取することとされてございます。

(5)におきましては、寄せられた意見等を元に検討を行い、知事が案として作成すること。

原案を修正する場合には、再度委員会と調整することが示されております。

2番漁場計画草案、次の4頁3素案・4振興局最終案の作成に関しましては、作成者が振興局となったことを踏まえた変更となっておりますので、説明を省略させていただきます。

5原案作成及び利害関係人意見聴取(2)イ意見聴取期間について、行政手続き法を参考として、30日以上行うこと。但し免許予定に免許できない場合を除外すること。

同じくウでは利害関係人について、令和3年9月2日水産庁通達の別紙1記載とされており、漁業を営む者、営もうとする者、漁協、船舶運行者、法律で土地利用・使用ができる事業者、水面利用・開発事業者などが水産庁通達で列挙されています。

エでは利害関係人意見があった場合、本庁・振興局協議の上で、計画策定前から結果を公表し、免許日までに公表を行うこと。

オで、意見により草案を変更する場合は、再度委員会調整することを示されています。

続きまして6頁をご覧ください。

6の漁場計画案については、既にご説明のとおり、利害関係人意見を反映させるため、今回追加されたものですが、これまでの原案に関する記述を訂正して要領としております。

第5の漁場計画等の公示についての記載となります。

計画内容等の公表は、免許予定日及び申請期間公示とともに行うことが示されてございます。

免許予定日3ヶ月前までに漁業管理課ホームページで行うとなっております。

漁場計画策定要領については以上です。

よろしく願います。

大澤会長

ただいまの報告に関して、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

よろしければ、議案第1号「日高海区漁業調整委員会漁業権切替小委員会の選出について」に移ります。

事務局から内容を説明願います。

相川局長

引き続き議案第2号「漁業権切替小委員会委員の選出」について説明いたします。

資料2をご覧ください。小委員6名の選出となります。

漁場計画の策定に当たっては、先ほど報告説明のあった水産林務部策定の漁場計画策定要領において、委員会に若干名で構成する小委員会の設置を考慮することとなっています。

中段から漁場計画作成要領の抜粋を載せております。

小委員会設置については漁場の利用に関する関係漁業者の意見を十分に反映させるために必要と考えており、前回同様に新たに第22期の委員会から6名を選出する考えとしております。

小委員会は委員会の付託を受け、その役割としては、2番目の(1)から(6)までとなっており漁業者の意見集約、漁場計画の作成や関係機関協議に係る助言等を行うこと、その他漁業権切替に関する調査を行うこととしたなかで決めております。

委員は原則として漁業者委員として、地域バランスを考慮することとしています。

任期は、漁業権切替が終了するまで、となっています。

なお、委員長は委員の互選で選出することとなっておりますので、第1回目の小委員会の際に互選し決定していただきたいと思っております。

大澤会長

説明が終わりましたが、今後、漁場計画の草案、素案作りに向けての協議検討が始まる訳ですが、小委員会を設置してこの作業を進めていきたいと思っております。

慣例によりまして、6名ほど小委員を設置したいと思っております。

が、よろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは、選出方法について、お諮りいたします。

小松委員

はい。

大澤会長

小松委員どうぞ。

小松委員

事務局からの腹案があれば提案いただきたいと思います。

大澤会長

ただ今、小松委員から事務局の方から腹案があればという意見がありました。それでよろしいですか。

委員一同

はい。

大澤会長

それでは事務局の方からお願いします。

相川局長

事務局からの案でございますけども、第8次・15次の漁業権の切替につきましては、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の一斉切替となります。

当管内は近年、区画漁業権がないことから、共同漁業権、定置漁業権が議論の中心となろうかと想定されますが、地域バランスも考慮し、梶川委員、浦川委員、逢山委員、坂本委員、佐藤委員、安田委員の計6名の方を候補をして考えております。

なお、大澤会長はオブザーバーとなります。

以上でございます。

大澤会長

ただ今事務局長側からの案として6名が出て参りましたが、この6名ということで異議ありませんか。

委員一同

ありません。

大澤会長

ありがとうございます。

それでは事務局案の6名が決定されました。

なお、小委員6名の中から互選により委員長を決める必要がありますが、第1回目の小委員会開催の時に互選して決定していただきたいと思います。小委員に選出されました委員におかれましては、今後の漁業権切替に向けてご苦労をおかけすることとなりますが、なにとぞよろしくお願いたします。

続きまして、報告事項(2)に移ります。

「北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」事務局から説明願います。

相川局長

報告事項(2)北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、説明いたします。

資料は報告事項(2)です。

第22期の連合海区委員会は、6月27日に第6回、8月17日に第7回委員会が開催され、大澤会長と私が出席しており

ます。

会議の内容は、1頁目会議次第のとおり、第6回委員会では、議案事項4件、報告事項が1件、裏の2頁目の会議次第のとおり、第7回委員会では、議案事項1件、協議事項2件、報告事項が1件の内容で、議案議事事項及び協議事項は何れも承認されております。

これらの内容のうち、特に当管内に関係深い事項である「令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」の関係について概要を説明いたします。

まず、今年の秋さけの資源状況でございます。

3頁目参考資料1色のついたグラフの資料令和4年の秋さけの資源状況についてとなっております。

これはさけます内面水産試験場が発表した資料でございますが、1頁目、令和3年の北海道への秋さけ来遊の特徴でございますが、令和3年の秋さけ来遊は、1,863万尾、前年比102%と令和2年以降わずかですが増加が続いているとのことです。

来遊実績の値について全道で見ると概ね予想の111%でしたが、地域別にみると予測を大きく下回る地区もあったということで、地区によって実績が予測を大きく下回った理由は、知床半島周辺の沿岸水温が高く推移したことや、赤潮の発生により畏友に地域的な隔たりが生じたためと考えられるとの説明でございます。

4頁目、各海区への来遊状況ですが、令和3年の各地区の来遊状況については、えりも以西海区で前年を大きく下回り、それ以外の地区は前年並みまたはやや上回ったとのこと、来遊の主群である4年魚は根室地区を除き各海区で前年を下回ったとのことでございます。

5頁目、令和4年の秋さけ来遊数の予測、下の表になりますが、全道総計で一番下の数字のとおり前年比110.1%、中段になりますが、えりも以西日高が前年比297.6%、えりも以東西部が157.6%という予測となっております。

後ろ横表の参考資料2になりますが、2022年北海道さけの推定遡上量(期別)でございます。採補用親魚の確保について、えりも以東海区では西部の前期を除き全ての時期で捕獲計画に対して▲がたっており親魚不足が懸念され、えりも以西日高地区においては後期に7,500尾の不足が予測されます。

続きまして、7頁ホッチキス留めの資料3-1をご覧ください。令和4年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針案です。

これは、秋さけの親魚確保対策及び密漁対策を講じ、安定的な資源造成及び適正な利用のため、毎年連合海区で決定しているものでございまして、今年も、引き続き当該実施方針を定めたもので、昨年と内容の変更はございませんが、第1秋さけの親魚確保対策の推進の中ほど、2親魚の確保、(2)については、親魚確保措置について振興局から要請のあった場合には、網揚げ等による自主規制措置を講ずることが謳われており、この場合においては、海区委員会を開催し協議するのが基本ではありますが、開始できないような緊急を要する場合は、例年のとおり、正副会長に一任願いたく、後ほどご了承をお願いしたいと存じます。

なお、本実施方針は、当連合海区委員会の承認を受け7月7日に決定施行されております。

以上で、報告事項(2)の説明を終わります。

大澤会長

報告が終わりましたが、質問を受ける前に確認でございます。先ほど事務局から説明がありましたが、親魚の確保に係る自主規制・遵守指導の決定などは、海区委員会を開催し協議するのが基本ですが、開催できないような緊急を要する場合は、正副会長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

大澤会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

ありがとうございます。

質問がないということで、次に報告事項(3)「公文書の開示について」事務局から説明願います。

相川局長

報告事項(3)公文書の開示について、ご報告いたします。

報告資料3をご覧ください。

1ページをご覧ください。令和4年8月10日付で、北海道情報公開条例に基づく公文書開示請求が当海区委員会宛にありました。

開示を求められた公文書は、中段記載のとおり、

1. 昭和25年からの海区委員会委員選挙結果と投票結果及び
2. 昭和25年からの選挙執行年等における委員会委員名簿でございます。

本申請を受けまして、当海区委員会としては、公文書開示に係る規定及び事務要綱に基づき公文書一部開示決定をし、8月29日付けで請求者本人へ通知しております。

開示した公文書の内容は、請求のあった1の選挙結果・投票結果は、選挙管理委員会所管のため当委員会には存在しないことを事前に請求者へ伝え、二つ目の請求、委員会委員名簿につきましては、現に管理存在している名簿について、添付しておりますとおり、生年月日、年齢、住所、電話番号等の個人情報非公開した上で開示いたしましたことを、ここにご報告申し上げます。

なお、本資料につきましては、性質上、取扱にはご注意ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告事項(3)の説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

続きますして、報告事項（４）「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」振興局から説明願います。

松枝係長

振興局でございます。

それでは、報告事項（４）「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。

なお、この報告は昨年から行われているものです。

報告文は、資料４となります。

報告文を読み上げます。

１報告の対象となる漁業権は、数４６件であり、全ての漁業権について報告されております。

２報告の内容は、別紙のとおりであります。

漁業権毎に報告の内容を記載しております。

報告の内容は、漁業法施行規則第二十八条第２項各号に定められた、１漁業権の種類及び免許番号、２報告の対象となる期間、３資源の管理に関する取組の実施状況、４操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、５その他必要な事項、について知事が必要と判断した内容について意見を付して報告しております。

漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号、報告の対象となる期間は、記載のとおり。

資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受けた内容などから、確認した結果を記載しております。

報告の対象件数４６件はいずれも、適切に資源管理に取り組みられていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。

その他必要事項及びその他知事の意見は特にありません。

以上で、今回の知事からの報告について説明を終わります。

大澤会長

ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

なければ、本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

住野谷委員

私からいいですか。

大澤会長

はい、住野谷委員。

住野谷委員

駿河委員の死去に伴い、委員１名の欠員補充が必要な状況にありますが、今年度末までに補充していく運びとなるのでしょうか。

松枝係長

本庁に確認したところ、学識経験委員や中立委員という委員会の法定必須要件が欠けている場合以外は、通常３月の議会同意をもって委員の補充となることを確認しています。

大澤会長

今年度末までに補充していく運びとなることで、皆さんよろしですね。

委員一同

はい。

大澤会長

そのほか、皆さんから何かございませんか。

各委員

ありません。

大澤会長

事務局から連絡事項などありませんか。

相川局長

はい、次回の委員会の開催予定でございますが、現在のところ、10月または11月に開催を予定しています。あらためて日程を調整しご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

大澤会長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

《 閉 会 》